

ドイツにおける「まち」の景観維持

—— マルクト・ミッテンヴァルトの事例 ——

山田 徹 雄

Außengestaltung der Gebäude und Gestaltung von Werbeanlagen in Markt Mittenwald

Tetsuo YAMADA

要 旨：古いアルプス風の家屋とフレスコ画が描かれた壁面によって、多数の観光客を集めているミッテンヴァルトは、建造物と広告設備を厳密に規制する「マルクト条例」によってまちの景観を維持している。この条例を検証することによって、ミッテンヴァルトが統一的な景観を提供していることを、明らかにした。
キーワード：ミッテンヴァルト、景観条例、広告条例、突き出し看板

はじめに

ミッテンヴァルトは、ガルミッシュ＝パルテンキルヘン郡内にあるマルクトで、ドイツ、オーストリアに跨る「ツークシュピッツェ観光空間」の一角を占めている⁽¹⁾。

郡内の最大の観光地は、マルクト・ガルミッシュ＝パルテンキルヘンであるが、ミッテンヴァルトの宿泊施設における旅行者の滞在期間においては、マルクト・ガルミッシュ＝パルテンキルヘンを上回る水準である⁽²⁾。

当地は、建物の壁面に描かれたフレスコ画の美しさで多数の観光客を呼び寄せている。マルクト当局は、まちの景観を維持する厳しい規制を行っている。本稿では、まちの景観を維持するための、建造物規制と広告規制を「マルクト条例」に依拠しつつ検証する。

1. ミッテンヴァルトにおける建造物規制

マルクト・ミッテンヴァルトにおいては、2010年7月28日に発効した「町の中核領域を対象とするマルクト・ミッテンヴァルトにおける建造物の概観設計に関する条例」(Satzung über die Außengestaltung der Gebäude im Markt Mittenwald für den Ortsbereich) (以下、「ミッテンヴァルトまちの景観条例」と略記)によって、建造物の外観を詳細に規制し、その空間的範囲は旧市街全体に及んでいる。

1-1. 建造物規制の趣旨

同条例の趣旨は、その序文に以下のように記されている。

ミッテンヴァルトはバイエルン・アルプス (bayerische Alpen) の最も美しく整えられた地域に属し、カルヴェンデル山塊の麓にある。こういった理由から、また多数の訪問者のおかげで、南バイエルン空間において重要な観光地であるこのゲマインデは、受け継がれてきた土着の (アルプス風の) 建築様式によって特徴づけられている。ひなびた地域独特の性格は維持されなければならないし、また必要に応じて復元されなければならない。ゲマインデは、計画的かつ造形的な施策によってまち、道路、風景の景観に対して将来にわたって影響を及ぼすつもりである。
(「ミッテンヴァルトまちの景観条例」序文)

ここに指摘されているのは、自然の景観に恵まれた同地が、土着の建築様式によって多数の観光客を吸引している点に鑑みて、まち、道路、風景を将来にわたって維持しようとする自治体の強い決意である。

1-2. ファッサードに対する規制

建物の正面に関して、「ミッテンヴァルトまちの景観条例」は次のように規制を加えている。

§ 5 正面 (Fassaden)

1. 外壁

外壁はモルタルを塗るか、木材で覆われるか、あるいは木材で仕上げがなされなければならない。…

モルタルを塗ったファッサードの塗装は、原則として明るい色調または白の色調 (40<HBW>90)⁽³⁾とし、木材を原料とするそれは、自然の茶色の色調でなければならない。

基礎はモルタルで塗装しなければならない。モルタルの化粧張りは輝きのない自然石のプレートから最大50cmの高さまで許される。

いかなる種類のファッサード絵画も完成前にマルクト・ミッテンヴァルトの同意を得なければならない。

2. 窓とドア

窓の中心軸は相互に連なるように配置されねばならない。窓は、80cmの横枠から垂直に分割されなければならない。窓ガラスまたは窓の鏡板およびドアは、0.70m²以上の面積がある場合には、水平もしくは垂直横枠で分割されなければならない。窓枠およびドア枠は、白または灰色もしくは茶色の色調で仕上げなければならない。

逸脱した色調は、マルクト・ミッテンヴァルトの同意を得なければならない。ショーウィンドーは、1階においてのみ許され、4m²以下で分割されてはならない。

窓の扉とバルコニーの扉は (1階のショーウィンドーを除き)、錠戸を取り付けなければならない。…

3. バルコニー

バルコニーの欄干は、木材で水平または垂直の形で仕上げなければならない。コンクリート製のバルコニーのプレートは正面を木材で覆わなければならない。サンルームのためにバルコニーをガラス張りにすることは許される。

4. (バルコニーの) 日よけ

営業用に使われる日よけはマルクト・ミッテンヴァルトの同意を得なければならない。

内法の高さは、2.20mを越えてはならない。けばけばしい色や光沢のある材質は許されない。

5. 煙突

煙突の設置は許されていない。

(「ミッテンヴァルトまちの景観条例」)

ここに表現されていることは、木製もしくは木製の印象を与える外観、派手な色調を避けた外観である。外壁、窓とドア、バルコニーなど前面から目視できる部分については、統一的な秩序を有したまちの空間を形成する努力が明確に見られる。「水平もしくは垂直」という表現は、景観から曲線を排した統一感を強調する。

ファッサード絵画の事前承認の必要性は、当地の美的魅力のひとつであるフレスコ画が市当局による強い規制を受けていることを示している。

1-3. 屋根の形状に対する規制

屋根およびそれに付随する設備に関して細かい規制を加えているのは、§ 6である。

§ 6 屋根の形状

1. 屋根の形

両面ともに同じ傾斜を持った切妻屋根のみ許される。母屋に建て増しされている車庫および附属建築物も傾斜面

として仕上げることもできる。その場合、母屋に連なる傾斜面の稜線が形成されなければならない。

2. 屋根の勾配

屋根の勾配は18°から26°の間でなければならない。建て増し部分や車庫においては、勾配は15°から26°の間でなければならない。

3. 屋根の突き出し

屋根の張り出し（外壁から屋根の型枠までの距離）は、切妻や屋根の末端において（境界を接した建造物を除いて）少なくとも1.00mなければならない。建て増し部分においては、屋根の突き出しはそれよりも小さくてもかまわない。

4. 屋根の覆い

屋根の表面は自然赤から赤茶にいたる範囲の同じ色の瓦、板葺もしくは手作りのブリキの畳み継ぎで覆われなければならない。銅や亜鉛屋根は、地下水や沈殿汚泥に重金属沈殿物が付随して発生することから許可されない。成形金属から作られた板やカラーベスト⁽⁴⁾は許されない。

5. 腰壁の高さ

（省略）

6. 根窓つき切妻、明かり取り

根窓つき切妻や明かり取りは、屋根の勾配が35°を下回る場合には許されない。屋根の勾配が35°を下回る既存の根窓つき切妻や明かり取りは、技術的に可能である限り整備されなければならない。

7. 屋根の切り通し

屋根の切り通しは許されない。

8. 天窓

天窓は幅115cm、縦140cmのはめ込みの範囲で許される。屋根に取り付けられた窓はすべて、同じ高さ（窓の横木）で整えなければならない。二つの天窓の間には、少なくとも一つの垂木分を空けておかなければならない。防火対策規程に基づいて設置されなければならない排煙窓はこの限りではない。

9. ソーラーシステムおよび太陽電池

ソーラーシステムおよび太陽電池は、例外的に申請に基づいて許可されることがある。その際、モジュールの配置が明白である配置図が2通、ゲマインデに提出されなければならない。まとまった長方形で配置されなければならない、縦置きは許されない。

ファッサードやバルコニーへの配置も同様に、許されない。

軒の末端が3mを下回る建物への設置や地面に立てることは許されない。

10. アンテナ、送受信装置、パラボラアンテナ

アンテナ、送受信装置は、まちの景観を損ねないところのみ設置が許される。（梁を含めて）屋根の表面を2.50mを越えて建物の上や建物に連結したアンテナ、送受信装置はとりわけ許されない。

（例えば、柱）他の形状で設置され3.00mを超えるアンテナ、送受信装置は、同様に許されない。

パラボラアンテナの設置や取り付けに際しては、できるだけ目立たないように家屋に取り付けるように注意しなければならない。色彩は周囲に適合しなければならない。アンテナは直径が最大90cmを超えてはならないし屋根の棟の線を越えて突出してはならない。

（「ミッテンヴァルトまちの景観条例」）

屋根は同じ傾斜面をもつ対称的な形状で、しかも傾斜角も厳しい規制が課せられることによって、まちの統一的な景観が維持されるようになっていく。屋根瓦についても、近代的なイメージを想起するものは排除され、落ち着いたまち作りを目指している。屋根に付随して設置されるソーラーシステムやアンテナは極力目立たない構造が強く要請されていることが分かるであろう。

1-4. 垣根に対する規制

垣根に対する規制は § 7 に記されている。

§ 7 垣根

垣根は、材質と仕上がりからみて、まちと道路の景観に適合していなければならない。垣根の高さは基礎を含めて1.10mを超えてはならない。このことは、交通の安全性が脅かされている場合には、道路の合流点や前庭領域にも当てはまる。

板の壁、プラスチック製の物質、プラスチックの棧、有刺鉄線、鉄製の棧、葦製のござなどは一般に許されない。
(「ミッテンヴァルトまちの景観条例」)

まちと道路との適合を前提に、高さ制限が加えられる。垣根の高さ制限によって、建物の景観が妨げられない工夫を見ることができる。材質は人工的でない素材を用いることが求められ、建物の外観との整合性が計られている。

1-5. 庭と進入路に対する規制

庭と進入路については、§ 10 に記されている。

§ 10 庭と進入路

前庭が置かれている地所は、造園風にレイアウトされ維持されなければならない。その土地は倉庫目的に利用されてはならない。5×3 (ママ) までの木材置き場までは許される。

空き地部分は、やもおえず駐車スペース、車庫前、出入り口、車寄せに必要である限り、固めてよい。

その表面は水を通すように仕上げなければならない。
(「ミッテンヴァルトまちの景観条例」)

ここでは、特に表面を固めた場合、水が浸透する構造を要求する。

2. マルクト・ミッテンヴァルトにおける広告規制

ミッテンヴァルトにおいては、広告の掲示方法について、1989年6月29日に発効した「広告設備の設置に関するマルクト・ミッテンヴァルトの条例」(Satzung des Marktes Mittenwald über die Gestaltung von Werbeanlagen) (以下「広告設備条例」と略記) によって詳細な規制がなされている。

同条例は広告設備を § 1 で以下のように定める。

§ 1 広告設備の定義

広告設備とは、営業もしくは職業に基づいて告知、宣伝あるいは示唆するものとして役立ち、公共の通行空間から見えるあらゆる固定式の設備をいう。これに数えられるのは、特に、盾、ラベル、絵、ネオンサイン、ショーケース、自動販売機、およびちらし、ポスター、ネオンサインを目的とする円柱、パネル、平面であるが、礼拝の告知はこれに含まれない。
(「広告設備条例」)

宗教的な広報活動以外のさまざまな広報活動が規制の対象となっており、自動販売機やショーケースに至るまで、その対象は広がっている。

2-1. 広告設備に対する規制

§ 5 で広告設備の設置が許されていない個所をみると、まちの景観に影響を与える部分が網羅的に挙げられ、このことによって、わが国のまちの景観との大きな相違が明らかとなる。

§ 5 広告設備に対する制限

ゲマインデ内では、広告設備が許されないのは、

1. 前庭および垣根につけて
2. 屋根の上もしくは屋根に張り付けて、ドア、門、窓の鑑戸につけて
3. 電柱の上もしくは電柱に張り付けて、ベンチに付けて、紙屑籠につけて
4. 樹木、岸壁、土手、積載物、溝に張り付けて
5. 橋、煙突、家屋の切妻、バルコニー、突出した建造部分、街灯、建物の張り出し、外階段、その他、建築線を越えた建造部分に張り付けて
6. 2階窓の縁の上方に、すなわち、広告は規則によって1階に限られている。
7. 建物の表面に2m²以上の広告
8. 道路上方に広告の帯を貼ること
9. 建築上重要な支柱に張り付けて
10. 公共の交通空間に広告の箱や動く広告台を置くこと
11. マルクト領域内において定められていない場所に立てられた掲示板や円柱として
12. 垂直かつ上下に並べられた文字や攀縁字体
13. 文字の高さや帯状の文字盤の高さは30cmを越えてはならない。
14. ファサード部分を覆うこと
15. 袖看板、突き出し看板 (Nasenschilder)⁽⁵⁾が、建造物から1.30m以上突出しているとき
16. 特別に当該目的に指定され、認められた空間に設置されていない限り、大規模な文字広告、表象広告として
17. 3個以上の旗を掲げた3m²を上回る広告の旗、ただし、季節的な大売り出し、閉店セール、在庫一掃セール、棚卸しセールおよびその他の特別な機会は除外する。 (「広告設備条例」)

このような厳しい規制をもとに、特に要求される事項が、§ 6で指摘されている。

§ 6 広告設備において特に要求する事項

広告設備は(上記の)彩色、材質の選択、一定の建築技術の要求と釣り合いに従わなければならない。突き出し広告とそれを支えるものとして、工業的に製造されたものではなく、個別に作られたものが利用されねばならない。

広告設備は、特に以下によって攪乱されてはならない。

- あまりに強いコントラストやけばけばしい、もしくは光沢のある配色
- 無秩序な取り付け
- 単語の文字を別々の窓に分ける
- 頻繁に同じ(広告)設備を設置する、あるいは互いに相容れない(広告)設備を合わせて設置する
- 見えなくなったり、ゆがんだり、損傷したり、汚れたりした広告設備や自動販売機は、取り除くか、修復するかしなければならぬ。 (「広告設備条例」)

ここで述べられていることを総括すれば、「秩序」の維持である。派手な色彩、文字の乱れを牽制し、広告設備の種類、形状、大きさ、素材の統一感に加えて、§ 7では、文字の大きさの制限とその大きさの統一をも求めている。

§ 7 広告設備の構成 (Gestaltung)

広告設備の種類、形状、大きさ、素材、広がり、は、建築様式の基準に適合しかつ道路の景観に適合しなければならない。

文字の大きさは、30cm を超えてはならない。大きな文字と小さな文字を同時に連結する場合には、小さな文字が明白に30cm を下回っているときには、逸脱が可能である。

箱型の形状をした広告設備は、一連の文字の書かれた形であろうと、個別の単語の書かれた箱の形であれ、また飾り看板であれ、すべて許されない。 (「広告設備条例」)

2-2 ショーケース、ショーウィンドウ、自動販売機

ショーケース、ショーウィンドウ、自動販売機に対する規制を次に見て行こう。

§ 9 ショーケースと自動販売機

— ショーケースと自動販売機は、壁と棧の建築上かつ安定的な機能が外見的に明確に見える状態が維持される場合にのみ、設置してよい。それらは通常、ファサードに深く溶け込むので建物の正面と同一平面で目立たなくなる。

1m に達しない幅の歩道に当該の設備は、設置してはならない。

— ショーケースと自動販売機は、ファサードと申し分なく適合するように構成されなければならない。

— 戸外に設置されるショーケースと自動販売機は、前庭や垣根には通常許されない。

§ 10 ショーウィンドウの広告

ショーウィンドウの窓面は、それぞれの面の1/4を上回るように、凶案、ラベル、色彩模様、ポスター、ビラ（セロファンなど）を張り付けてはならない。その際、個々の張り付けられたものの総面積が考慮される。

点滅したり動いたりするショーウィンドウの照明は許されない。蛍光灯および他の光源は、眩しくならないように遮蔽しなければならない。 (「広告設備条例」)

ショーケースと自動販売機は、それ自体が自己主張せず周囲と融和する限り設置が許される。ショーウィンドウは、窓への張り付けの厳しい制限と地味な照明のもとで許可されている。

2-3. ネオンサイン

ネオンサインが許されるのは、§ 12に示すようにごく限られて地域である。ドイツにおいて集合住宅と店舗が同一建物に収容されている傾向を考えると、ネオンサインを目撃できるのは、降臨祭とクリスマスのみであろう。

§ 12 ネオンサイン

ネオンサインは、住宅市域、団地および文化財保護地域や文化財保護に指定された建物が影響を及ぼす地域にある建物においては許されない。

生存に必要な機能を持ち、夜間にも公示されなければならない場合、正当な理由のある個別事例において許可される場合がある。(薬局、飲食店など)

点滅したり動いたりする広告は許されない。

電線は見えないように張らなければならない。

信号機のある領域では、信号の色は許されない。

広告設備やファサードから広告目標に光を照らすこと、また電飾は許されない。(降臨祭とクリスマスの照明は例外とする) (「広告設備条例」)

2-4. ガソリンスタンドの広告

ガソリンスタンドについては、広告面積が限定され、また高さにも制限がある。

§13 ガソリンスタンドにおける広告設備

企業看板は地上2.00mを超えてはならない。

一の燃料について、企業は2個の広告設備を設置もしくは立てることが許される。動力用燃料の価格看板は一ガソリンスタンドにつき、合計3m²の面積を超えてはならない。その際、個々の価格看板は1m²を超えないようにしなければならない。

その他の業務（洗車、オイル交換、付属品など）は、最大1.50×1.00mの大きさで地上から最大でも1.50mを超えない範囲で、2個の宣伝設備もしくはひとつにまとめた枠を持った表示物で示さなければならない。

花綵装飾、ペナント、旗は許されない。

（「広告設備条例」）

2-5. その他

同条例§14は、例外的に認められる広告として、政治活動に係る広報、および季節限定もしくは機会限定の売り出し広告を挙げている。大売り出しについては、開店時間帯に「建物や通りの景観が妨げられ」ない限り認められることが、§11によって定められている。

§11 広告設備におけるその他の追加的な要求事項

1. 大売り出し商品および大売り出し看板は、法で定められた開店時間帯においてのみ、また、それによって建物や通りの景観が妨げられず損ねられない場合に、吊るしたり、立てたり、設置したりすることが許される。…

2. 家屋の表示および事務所の表示ないしは集合住宅や商業ビルにおけるそれは、0.25平方メートルを超えてはならない。多数の同種の表示は、一か所にまとめ、かつ大きさ、形状、色彩、構成において統一的なイメージでなければならない。

（「広告設備条例」）

§14 免除

1. 広告設備条例が適用されないのは、

a) 選挙、住民投票、国民投票の動機による政党、有権者、請願者のためのもの

b) 季節的な大売り出し、閉店セール、在庫一掃セール、棚卸しセールに際しての催し物あるいは建築中を示す看板のための一時的な広告

（「広告設備条例」）

小括

ミッテンヴァルトにおいては、伝統的なまちの景観を維持するために、条例によって規制がなされている。ファッサードは白もしくはそれに近い灰色と茶の色彩に統一された外観によって、空間的な統一観が提供されている。また建物の造形は曲線を排し方形のイメージを与え、屋根の勾配にも統一した景観を課している。

建造物の素材は、垣根も含め、木製もしくはそれに類する素材によって、人工的な素材イメージ、近代的マテリアルを排除する姿勢を持つ。

このような規制下にある建物の外観が目視できるように、垣根の高さを制限し、広告設備を目立たぬように厳しい設置要件を定めている。

注

- (1) 拙稿「国境を越えた観光空間——ツークシュピッツェ観光空間——」跡見学園女子大学『観光マネジメント学科紀要』第3号、2013年
- (2) 拙稿「ガルミッシュ＝パルテンキルヘンと観光」跡見学園女子大学『マネジメント学部紀要』第15号、2013年
- (3) HBW (Hellbezugswert) とは、物体の表面の色の反射について、絶対的な黒を0%、絶対的な白を100%とするドイツにおける明度基準をいう。(Das Online Magazine für Mahler und Lakierer, Hellbezugswert, in interrete sub: <http://www.farbelite.de/index.php/de/maler-glossar-a-z/h/231-hellbezugswert-hbw>, Sonntag, 10. November 2013, 10.11.2013) この点について、本学文学部コミュニケーション学科教授、吉澤京子氏より貴重なアドバイスを頂戴した。
- (4) カラーベストとは、セメントとけい砂を原料にして繊維で補強した平型の化粧スレートをいう。(和田勇「私の履歴書⑩」『日本経済新聞』2013年11月17日朝刊)
- (5) 突き出し看板 (Nasenschilder) とは、壁面上部から突き出された飾り看板の一種である。紀元前3世紀のエジプトにおいて存在した夢占い師の吊り看板にその起源を見る説がある。(Hannmann, E., Zum Thema Werbeanlagen, in: *Denkmalpflege in Baden-Württemberg*, 3. Jahrgang, 1974, p. 31)